

保健師 だより

母子保健推進員も 知っていますか？

みなさんは「母子保健推進員」という方々をご存知でしょうか？お子さんが乳幼児健診を受ける年頃でしたら、ご存知かも知れません。
西原町における健診業務やベビースクールでピンクのエプロンをつけている方が、母子保健推進員です。

母子保健推進員とは

西原町が行う各種サービスを妊婦や赤ちゃんを持つ母親などの対象者に紹介するなど、町民が安心して妊娠・出産・育児ができるように西原町の母子保健事業に積極的に協力し、町民と行政とのパイプ役として、また身近な相談窓口として各地域で活動しています。
母子保健推進員には、母子保健に熱意を持っている人など地域の母子保健向上に熱心に取り組んでくれる人に、西原町が委嘱しています。

母子保健推進員の主な仕事

1. 地域や家庭での母子の保健に関するさまざまな相談窓口
2. 妊娠の届出など、母子保健に関する各種の手続きをしていない人に対するサポート
3. 健康診査の未受診者に対する受診の勧奨
4. 各種母子保健事業の紹介
5. 西原町の保健師との連携による家庭訪問
6. 子育て支援の自主的な活動

西原町では活動歴 20 年を超えるベテランから 2 年目の方まで、現在 22 名の母子保健推進員が活動しています。子育てを終わった方、子育て中の方など、年代もさまざまです。和気あいあいと活動中です。男性も母子保健推進員になれます。任期は 2 年です。あなたも地域の母（父）として、母子保健推進員になりませんか？
詳しくはこのページの下の記事をご覧ください。

西原町母子保健推進員 を募集します！

西原町では、乳幼児健診やベビースクールなどの事業の際のお手伝い等を行っている母子保健推進員を募集します。子育てについて関心のある町民の方、西原町の子どものために活動してみませんか？

<母子保健推進員の主な活動内容> ※協力謝礼金あり

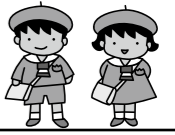
- 乳幼児健診、ベビースクールなどのお手伝い
- 乳幼児健診を受けていない人への受診呼びかけ
- 生後 4 ヶ月までの赤ちゃんがいる家庭への訪問（こんにちは赤ちゃん事業）
- 定例会や自主活動への参加

募集人数：数名程度
 応募資格：子育て中もしくは子育て経験者の方（性別は問いません）
 応募方法：応募用紙（福祉部福祉課で配布、または西原町のホームページよりダウンロード可）に記入の上、福祉部福祉課に提出してください。（郵送可）
 応募多数の場合は書類選考とします。
 応募締切：2月28日（木）当日消印有効
 決定通知：本人に通知します

お問い合わせ 福祉部福祉課 母子保健係 ☎945-5311

平成 25 年度保育所入所申込 源泉徴収票及び確定申告書の提出のお願い

- 平成25年度の保育所入所申込をされたみなさんへ
保育料は、保護者の所得税や町県民税によって計算されます。下の表をご覧の上、必要書類の提出をお願いします。期限内に提出がない場合は最高階層での保育料が計算されますのでご注意ください。
- 在園児・新規申込みに関わらず、原則として福祉部福祉課への提出をお願いします。
- 申告は平成25年2月18日（月）から始まります。申告時は大変な混雑が予想されます。早めに申告を行い、申告書のコピー（受付印があるもの）を提出してください。
- 両親のどちらかが源泉徴収票を受け取っていて、もう一方が申告する場合は、申告の提出期限にあわせて、両親分まとめて提出してください。



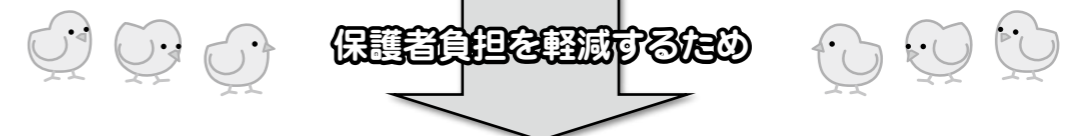
申告の状況	提出書類	提出期限
勤務の方(会社が申告)	◆「平成24年分源泉徴収票」のコピー(年末調整済のもの) ※指定の様式に貼り付けて提出してください。 ※2ヶ所以上から源泉徴収票・支払調書の発行を受けている方は、全て提出してください。	終了 <small>未提出の方は 至急提出して ください。</small>
確定申告をしている方 (税務署で申告)	◆「平成24年分所得税確定申告書」のコピー 青色・白色申告 税務署受付印のあるもの	平成 25 年 2月28日(木)
町県民税申告をしている方 (西原町役場で申告)	◆「平成25年度町県民税申告書」のコピー 総務部税務課受付印のあるもの	平成 25 年 2月28日(木)
西原町に転入された方 (平成24年1月2日以降)	◆「平成24年度所得課税証明書」のコピー ※平成24年1月1日にお住まいの市町村発行の「平成24年度所得課税証明書」を提出してください。	終了 <small>未提出の方は 至急提出して ください。</small>

- 扶養に入っている方でも、就労していて収入のある場合は必ず上記の税の証明書類を提出してください。（収入の全く無い方で扶養に入っている方は、申告の必要はありません。）
- 保護者の方で、祖父母や兄弟等の扶養に入っている場合は、その方の税の証明書類を提出してください。
- 源泉徴収票に記載されているもの以外にも不動産収入やその他事業などの収入がある方は、確定申告をした際の申告書の写しを提出してください。
- 平成24年度申込み時に勤務証明書が出ているにもかかわらず、町県民税申告等で相応の収入がない場合には調査し、虚偽がある場合は退所または入所できない場合があります。
- 還付申告・修正申告をした場合は、その都度コピーを提出してください。



保育料について

保育料は保護者の所得税・町県民税をもとに算出します。平成22年の税制改正により、所得税・町県民税の「0～15歳の年少扶養控除」及び「16～18歳の特定扶養控除上乗せ部分」が廃止されました。保育料は所得税・町県民税等をもとに算出するため、扶養控除見直しに伴い、保育料にも影響が出てまいります。



この影響により生じる保護者負担を軽減するため、保育料については扶養控除見直し前の旧税額を計算し算定します。その計算の際に、提出していただく源泉徴収票・申告書のコピーで、0～18歳(平成6年1月2日～平成24年12月31日生まれ)の方を扶養に入れているかを確認します。所得税については、扶養を入れても税額は変わりませんが、保育料については、減額になる可能性がありますので、職場に申請又は確定申告等をする際はご確認をお願いします。

お問い合わせ 福祉部福祉課 ☎945-5311